

桑名市教育委員会議事録

令和6年5月22日（水）教育委員室において、桑名市教育委員会5月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長	加藤 眞毅	教育委員	松岡 守	教育委員	安藤 智里
教育委員	平野 智美	教育委員	服部 岳		

教育部長	尾関 一夫	教育監兼学校支援課長	片山 哲哉
教育環境再構築プロジェクト担当	近藤 光彦	教育総務課長	石田 由佳
新たな学校づくり課長	笥 直樹	人権教育課長	水谷 公
教育総務課主幹 （施設担当）	吉村 誠幸	教育総務課主幹 （保健給食担当）	田島 由紀
学校支援課主幹 （生徒指導担当）	芝 佐織	学校支援課主幹 （教育改革担当）	山下 昌司
教育研究所長	後迫 典子		
生涯学習課長	水谷 芳春	スポーツ振興課長	川瀬 保志
観光課長	平野 伊彦	子ども未来課長	水野 雅文

書記

伊藤 千恵

傍聴人

無

議題

1. 協議事項

- ・桑名市小学校給食業務委託検討委員会の協議内容について
- ・令和6年6月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について【非公開】
- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について【非公開】

2. 報告事項

- ・次期桑名市子ども・子育て支援事業計画（（仮称）桑名市こども計画）について
- ・小・中学校の様子について【非公開】

3. 連絡事項

- ・6月の教育委員会の行事予定について
- ・6月の教育委員会定例会 6月26日（水） 午後1時30分
- ・令和6年度第1回総合教育会議 7月31日（水） 午後1時30分
- ・7月の教育委員会定例会 7月31日（水） 総合教育会議終了後

【教育長】

令和6年5月の教育委員会定例会を開催いたします。議長は、私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書1番、協議事項の令和6年6月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について及び事項書の2番、報告事項の小・中学校の様子についての3件でございます。

令和6年6月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取については、6月議会に提出する議案について、委員の皆様から御意見を伺いたいと思っており、自由闊達な御意見をいただくために非公開とさせていただきますと思います。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価については、事務局にて点検・評価報告書の原案を作成いたしましたので、7月11日に予定しております有識者からの意見聴取に先立ちまして、報告書の内容について委員の皆様と協議をさせていただくものです。

小・中学校の様子については児童・生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがって、これら3件については、桑名市教育委員会会議規則第5条の規定により、会議を非公開といたしたいと思います。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。出席者の全員一致によりこれら3件については、非公開とすることに決しました。

よって、これら3件については、公開の議事の後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書の1番、協議事項、桑名市小学校給食業務委託検討委員会の協議内容について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

教育総務課、田島です。よろしくお願いいたします。

桑名市小学校給食業務委託検討委員会の協議内容について御説明させていただきます。

資料は2枚となります。桑名市小学校給食業務委託検討委員会の協議内容についてともう一枚、桑名市学校給食委託状況一覧です。

去る4月30日に、桑名市小学校給食業務委託検討委員会を開催いたしました。今後の給食業務委託について検討いたしましたところ、日進小学校を業務委託することが相応であるとの結果になりました。

理由といたしましては、現在、小中学校再編計画の策定が進められていることを考え、1校だけ直営となっている日進小学校を民間委託とし、ほかの19校と同じ条件にしたほうがよいということです。

例えば委託校と直営校で再編となった場合、直営校の会計年度任用職員は1年の雇用契約のため、雇用満了は3月31日となります。委託校は、委託契約期間が1学期を終えて夏休みに引継ぎなどが行えるよう、7月31日に契約完了としています。このような違いをそろえるためにも、委託したほうがよいと考えました。

委託の開始時期については、現在委託されている19校が令和7年7月31日で契約完了となります。日進小学校を19校と同じ時期から委託するとなると、現在雇用しております会計年度任用職員を任期途中で解雇することになりますので、任期満了の3月31日までの雇用確保のため、日進小学校は8か月遅らせて、令和8年4月1日からの委託を行いたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問、御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

事項書の2番、報告事項、次期桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）桑名市こども計画について、事務局から説明をお願いいたします。

【子ども未来課長】

子ども未来課の水野と申します。よろしくお願いします。

資料の次期桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）桑名市こども計画についてという資料を基に御報告いたします。

桑名市では、子どもたちの育ちや子育てを担う保護者の支援に取り組んでいくとともに、地域住民、事業者、関係団体と行政等が協力して、子育てしやすい環境づくりを目指していく計画であります桑名市子ども・子育て支援事業計画を基に、各種取組を進めております。この計画期間は5年間で、令和6年度が最終年度となっており、現在、次期計画の策定について、桑名市子ども・子育て会議において協議を重ねているところでございます。

こうした中で、国の動向といたしましては、令和5年4月、こども家庭庁が設置され、同時に、こども基本法という法律が施行されました。この法律では、こちらの資料にありますとおり、国や地方公共団体が子どもを権利の主体として子どもなどの意見を聴取して必要な措置を講じることや、国が子ども施策に関する基本的な方針を定めるこども大綱を定めること、そして、このこども大綱を勘案して、市町村は市町村こども計画を作成するよう努めることなどが定められました。

次のページ、2ページ目を御覧ください。

現在、検討を重ねている次期計画の位置づけについてでございます。

先ほど御説明いたしましたこども基本法では、子どもを権利の主体として、子どもの意見を施策に反映させるという方針が特徴の一つとなっております。桑名市では、これまでも子どもたちの意見を聴取して、具体的な取組に結びつけました実績もございますし、桑名市が取り組む人口減少対策では、子ども・若者の考えや気持ちに寄り添った施策を実施するという方針もあり、今後もこうした取組を進めていく方針であります。

また、桑名市議会の教育福祉委員会では、桑名市こどもの権利条例の制定に向けて、現在検討を重ねているところであります。

こうした市の方針や取組状況も踏まえて、次期計画では、こども基本法に基づく市町村こども計画についても一体的に作成する（仮称）桑名市こども計画として整理し、こども家庭庁が提唱するこどもまんなか社会の実現に向けて取り組む計画としています。

次のページ、3ページ目を御覧ください。

次期計画策定に向けた今後のスケジュールの予定でございます。

こちらにありますとおり、年度内に4回ほど、桑名市子ども・子育て会議を開催し、協議を重ねながら所要の手続きを経て、次期計画の策定を進めていく予定となっております。

以上、次期桑名市子ども・子育て支援事業計画に関しての御報告となります。よろしくお願いします。

【教育長】

ただいまの説明について、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは、ここで子ども未来課長は退席させていただきます。ありがとうございました。

【子ども未来課長】

ありがとうございました。

【教育長】

それでは、次は、事項書の3番、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育長】

連絡事項は以上となります。

それでは、非公開とした議事に移らせていただきます。

【非公開】

- ・令和6年6月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について【非公開】
- ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検評価について【非公開】
- ・小・中学校の様子について

【教育長】

以上をもちまして令和6年5月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

———— 15時20分終了 ————